

**「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル（案）」
の作成について**

マニュアル（案）作成の背景と目的

【マニュアル（案）作成の目的】

- 「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル（案）」は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖の湖岸堤整備及び維持管理を円滑に行うことにより、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に取り組むため、湖岸堤の管理者特定手法や整備手法、維持管理の方針等についてとりまとめ、関係者による共有を図ることを目的に作成する。

【マニュアル（案）作成の背景】

- ・ 湖岸堤の管理者は行政（官）においても河川・港湾・漁港・道路・農林など多岐にわたる。
- ・ 湖岸堤全周約121kmのうち、約61km（約5割）が民間所有の湖岸施設である可能性があり、このうち約47km（約8割）の区間については所有者が不明である。



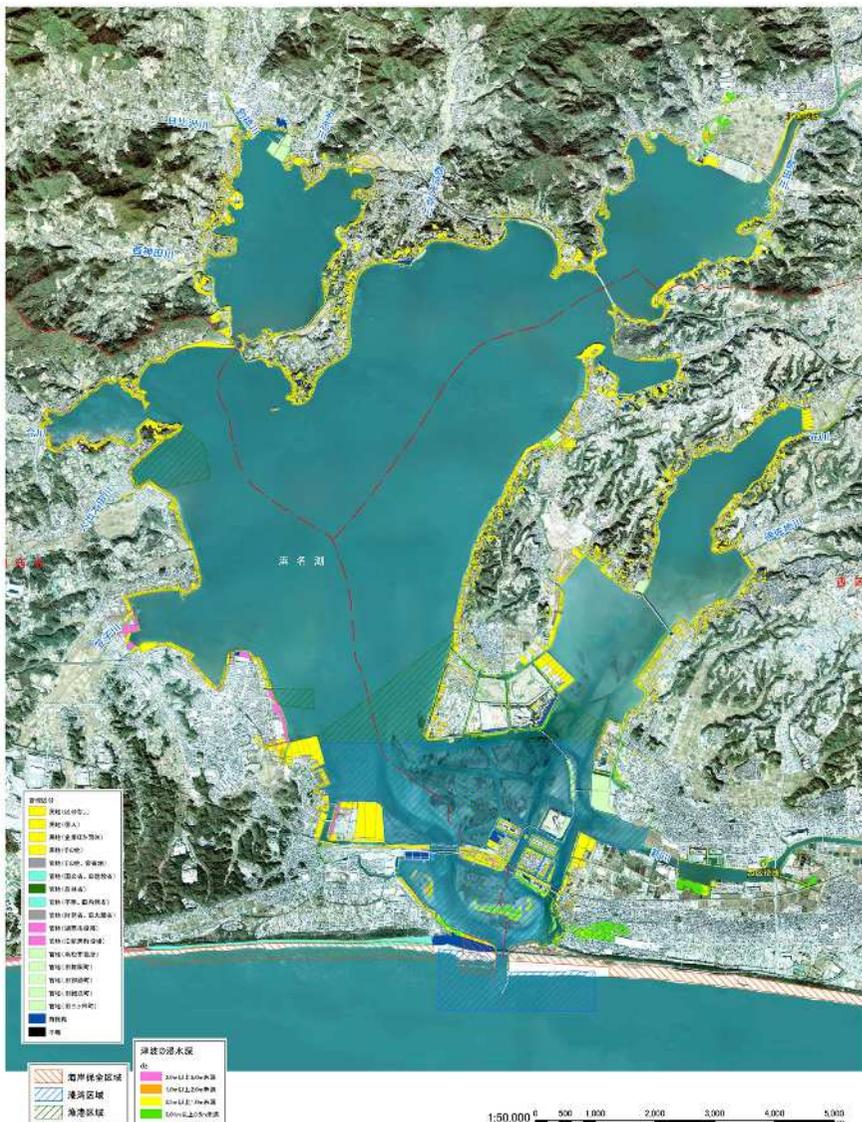
- ・ 今後の水辺空間の整備に向け、湖岸堤の管理者特定の方法や整備の手法、施設の維持管理の方針等を定める必要がある。



- ・ 「浜名湖水辺整備基本計画」に基づく施策を円滑に進めるため、計画策定作業と並行し、「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル（案）」を作成する。

【課題】湖岸堤の管理者特定及び整備の手法

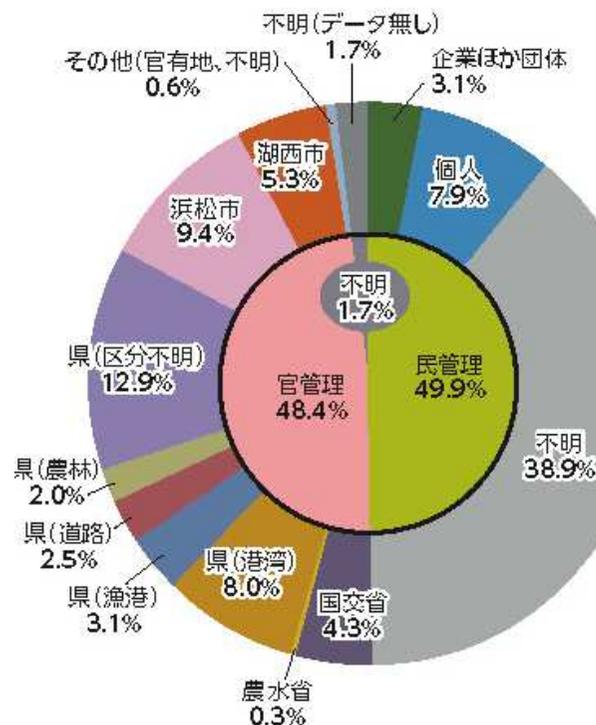
- これまでの調査や検討により、湖岸堤の管理者は行政（官）においても河川・港湾・漁港・道路・農林など多岐にわたることが判明している。
- また、湖岸堤全周約121kmのうち、約61km（約5割）が民間所有の湖岸施設である可能性が有り、このうち約47km（約8割）の区間については所有者が不明である。



浜名湖湖岸施設 管理者区分図

これまでの調査や検討では、湖岸沿いの土地所有者を公図等により確認し、施設の管理者を区分し整理している。

(※)湖岸沿いの土地所有者を確認した結果を整理したものであり必ずしも湖岸堤の管理者を特定できているわけではない



官民区分	管理者(推定)	延長	割合
民管理	■ 企業ほか団体	3,781.2m	3.1%
	■ 個人	9,550.2m	7.9%
	■ 不明	47,276.1m	38.9%
	■ 不明(データ無し)	2,114.7m	1.7%
官管理	■ 国交省	5,240.9m	4.3%
	■ 農水省	396.3m	0.3%
	■ 静岡県(港湾)	9,745.5m	8.0%
	■ 静岡県(漁港)	3,792.8m	3.1%
	■ 静岡県(道路)	2,997.8m	2.5%
	■ 静岡県(農林)	2,440.0m	2.0%
	■ 静岡県(区分不明)	15,631.5m	12.9%
	■ 浜松市	11,454.3m	9.4%
	■ 湖西市	6,406.9m	5.3%
	■ その他(官有地、不明)	526.2m	0.6%
計		121,378.4m	

浜名湖湖岸施設 管理者区分調査結果

【課題】湖岸堤の管理者特定及び整備の手法

- 民間所有の湖岸施設（民堤）は、その所有者が維持管理することが基本であるが、高潮や津波により背後地に大きな被害が想定される場合等においては、施設や底地の帰属について整理した上で、行政が改修あるいは修繕を行うことが考えられる。
- このため、湖岸堤を含む今後の水辺空間の整備に向け、民間所有の湖岸施設の取扱いや維持管理方針について、関係市等とも調整の上、事前にルールを定めておく必要がある。

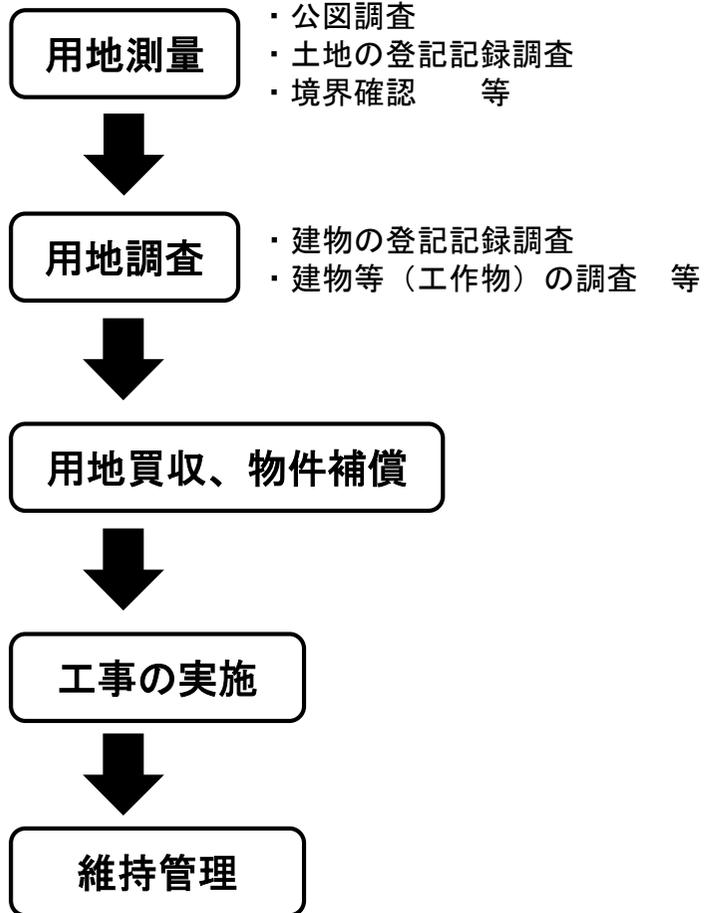
「浜名湖岸施設における民有堤管理者特定のルール(案)」

	官地内	民地内
堤敷あり		
	<p>(所有者への説明)</p> <p>「修繕」 ・背後地の所有者が造成のために造った護岸であると考えられ、背後地の所有者によって管理をもらう。</p> <p>「整備」 ・護岸整備を行う際、堤敷の用地買収は必要ないが、石積みの所有権放棄が必要になる。</p>	<p>(所有者への説明)</p> <p>「修繕」 ・堤敷の所有者に管理をもらう。</p> <p>「整備」 ・護岸整備を行う際には、堤敷の用地買収と石積みの所有権放棄が必要になる。</p>
堤敷なし		
	<p>(所有者への説明)</p> <p>「修繕」 ・官民境界の再確認を行うと共に、背後地の所有者が造成のために造られた護岸であると考えられ、背後地の所有者により管理をもらう。</p> <p>「整備」 ・護岸整備を行う際、堤敷の用地買収は必要ないが、石積みの所有権放棄が必要になる。</p>	<p>(所有者への説明)</p> <p>「修繕」 ・背後地の所有者が造成のために造った護岸であると考えられ、背後地の所有者によって管理をもらう。</p> <p>「整備」 ・護岸整備を行う際には、堤敷の用地買収と石積みの所有権放棄が必要になる。</p>

【課題】湖岸堤の管理者特定及び整備の手法

- 「浜名湖水辺整備基本計画」の検討と並行して、湖岸堤の管理者特定の手法や湖岸堤の整備手法、維持管理の方針などを整理し、実務にあたるマニュアル（案）を作成する。

通常の事業の流れ



浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル（案）

湖岸堤の管理者特定手法

対象施設が位置する区域の確認、公図や登記事項証明書による所有者確認、現地調査・・・等

- 対象施設が位置する土地の確認
- ・ 公図等への施設の図示の有無
- ・ 公有水面埋め立ての有無
- ・ 占用の有無
- ・ 背後地所有者等へのヒアリング
- ・ 現地調査

既存施設の管理者の特定

- ・ 上記を行っても管理者の特定が困難な場合は整備について再検討

湖岸堤の整備手法

事業実施主体の整理

民堤等の寄付受納

役割分担

- ・ 事業実施主体は施設の管理者とすることを基本とするが、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、決定
- ・ 民間所有の施設で背後地の防護上整備の必要性が高い場合、施設や用地の寄付を含め事業実施主体を検討
- ・ 防護を目的とした整備と地域振興策（利用・環境等）との連携がある場合は役割分担を整理

工事の実施

維持管理の方針

維持管理

- ・ 湖岸堤の維持管理は、民間所有を含め、施設管理者が適切に維持管理を行う

※ 本マニュアル（案）については、実務を通して随時見直しを行う。